

「熱中症予防強化月間」の実施について

平成 25 年 6 月 4 日
関係省庁連絡会議決定

1. 趣旨

熱中症対策については、政府において、関係省庁連絡会議を設置し、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知や地域の実情に応じた対策の推進を図ってきたところである。

しかしながら、平成 22 年度以降、夏期（7～9 月）における熱中症による救急搬送者の数は急増し、平成 23 年度以降はその数が毎年 4 万人前後で推移するなど、日中の屋外での労働やスポーツの現場での発生のみならず、夜間や屋内も含め、多様な生活環境下において、高齢者も含め幅広い年代層で発生しており、こうした多岐に渡る状況に効果的に対応するため、より一層の国民や関係機関への周知等が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、また、国民一人一人が正しい知識を持つことで、熱中症の被害を減らすことができることに鑑み、熱中症搬送者数や死者数の急増する 7 月を「熱中症予防強化月間」（以下「月間」という。）と定め、国民や関係機関への周知等の効果をあげることにより、熱中症の発生を大幅に減らすこと目的とするものである。

2. 期間

毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 か月間

3. 実施体制

熱中症関係省庁連絡会議の構成員である消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁及び環境省が、他の関係省庁の協力も得て、国民や関係機関への周知等を行うものとする。

4. 月間設定に伴う主な取組事項

月間に関係省庁が取り組むべき事項は、以下に掲げる取組を含め、予め関係省庁連絡会議において検討、決定するものとする。

- ① 国及び地方公共団体の関係機関等におけるポスターの掲示等による月間設置の周知
- ② 月間中を含め関係省庁等が実施する熱中症関連の取組の取りまとめとその周知
- ③ 月間中に関係省庁等が実施する行事において熱中症予防の呼びかけ